ID:　176

担当部署:　企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例　第9条第1項
例規番号	平成21年条例第34号

【根拠条文】

（使用料等）

第9条　使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2　第12条第1項の規定により活動センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせた場合にあっては、使用者は、前項の使用料に代えて、活動センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

3　前項の利用料金は、指定管理者が別表に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4　市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

別表（第9条関係）

施設使用料金表

室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
会議室A	17m^2	12人	600円	480円	480円
会議室B	17m^2	12人	600円	480円	480円
会議室C	50m^2	32人（50人）	1,560円	1,320円	1,320円
会議室D	46m^2	28人（48人）	1,440円	1,200円	1,200円
多目的室	6m^2	4人	360円	240円	240円
オープンスペース1	84m^2	50人	4,200円	3,360円	3,360円
オープンスペース2	35m^2	20人	1,080円	960円	960円

備考

1　午前9時30分以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用30分までごとの使用料は、午前9時30分以前の使用にあっては午前9時30分から正午までの区分の使用料の額に5分の1を、午後5時以後の使用にあっては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に4分の1を乗じて得た額とする。

2　前項の規定による使用料の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

3　収容人員の欄の（　）書は、最大収容人員とする。

4　オープンスペース1及び2の使用料は、それぞれの全面を使用する場合に徴収する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日